

令和4年第12回農業委員会総会議事録

令和4年12月19日（月）第12回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員15人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
	2番	小田 正廣		3番	宮本 武博
				4番	赤井 勝利
	5番	小川 広文		6番	三上 雄二
				7番	倉脇 敏弥
				10番	神山 順一
	11番	宮脇 繁		12番	眞壁 勲二
				13番	伊達 修史
	14番	藤川 雅		15番	山田 條一
				16番	大原 砂利
	17番	奥津 忠和			

推進委員 9人

	1番	谷岡 收藏		2番	眞壁 正司		3番	泉 登
							6番	妹尾 良和
	4番	溝尾 美恵子					9番	逸見 則夫
				8番	信谷 昌吾			
	7番	後藤 保夫						

欠席委員 4人

	8番	井藤 孝久		9番	藤本 彰		5番	三輪 金樹
				10番	奥津 賢司			

議事	議案第48号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第49号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第50号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について
	議案第51号	現況証明に係る現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主幹	川添 和之
	主査	平田 浩二
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

川添主幹	ただいまから新見市農業委員会第12回総会を開催いたします。本日の出席は、24名で欠席の方は8番井藤委員、9番藤本委員、推進5番三輪委員、推進10番奥津委員の4名でございます。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。3、4日前から寒さがパワーアップし、ようやく12月のような気候になったように思っております。今週も、また一段と寒さが厳しくなるようですので、体調管理に気をつけて職務に頑張ってくださいと思います。今日の予定では、総会終了後に研修会が予定されておりましたが、コロナの増加傾向にあることから中止になりました。今度は、2月20日に変更となったようです。新見市でも増加しておりますので注意してください。今回の総会が今年で最後となりますが、年末年始ゆっくり休養して第1回総会でお会いいたしましょう。良い年をお迎えください。それでは、本日もよろしく申し上げます。
川添主幹	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、11番宮脇委員に先導をお願いいたします。
宮脇委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主幹	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくをお願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくをお願いいたします。 それでは、ただいまから日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、10番神山委員、11番宮脇委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第48号農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が8件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は馬塚、現況地目は田8筆畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は

全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、同居の親族から贈与を受けるものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。

眞壁委員

12番眞壁です。場所は、高梁川の向い側の●●地域です。広い範囲で水田がありますが、管理はされておりますが耕作はされておられません。一部は野菜を植えられておりました。問題ないと思います。よろしくお願ひします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

2番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、馬塚、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作

に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は自ら耕作をしておらず、増反を希望している近隣の農家に申請地を売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。

眞壁委員

12番眞壁です。これにつきましては申請人宅の真向かいの水田で、馬塚地域で高梁川に一番近い場所にあります。きれいに整備されており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号3番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

3番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、土橋、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6

号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は長年申請地を耕作しておらず、この度、実質管理している農家に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。14番。

藤川委員

14番藤川です。12月12日に藤本委員、神山委員、妹尾推進委員と現地確認を行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の土橋駐在所から井倉方面に1キロ行ったところに集落がありますが、その集落の集会所の裏にあります。きれいに整地されており問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号4番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

4番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、大佐小阪部、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲・野菜、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございます。まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号

ですが、譲渡人は市外に居住しており、申請地の維持管理が困難になったため、近隣の農家に申請地を贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。3番。

宮本委員

3番宮本です。12月12日に、山田委員、後藤推進委員と3人で現地確認を行いました。場所は、刑部駅から500mほど新見よりのところにありました。家を解体して現在は住んでおりません。隣の人に譲渡するもので問題ありません。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号5番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、5番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は高齢で耕作しておらず、この度、申請地の所有を希望する近隣の農家に売買することになっ

	<p>たものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。現地確認を12月12日、宮本委員、後藤推進委員と行いました。場所は、東山踏切から県道を挟み北へ40m行ったところにあります。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>6番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人が所有する申請地は以前から耕作しておらず、この度、申請地の所有を希望する近隣の農家に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しない</p>

	<p>いため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。この場所は5番と同じところにあります。5番の左隣にあります。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次に、7番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、哲多町老栄、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は2名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は高齢のため市外の施設に入居しており、農地の維持管理が困難であることから、近隣の農家に申請地を贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。</p>



宮脇委員	<p>11番宮脇です。確認を12月11日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員と一緒に行いました。場所ですが、新見川上線を矢戸方面に行きますと、トマト選果場があります。そこからもう少し行きますと、森林組合支所があります。そこを市道に入り200m行ったところです。隣人に譲渡した、ということで問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第48号8番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>次に、8番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、哲多町花木、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は高齢のため、農地の維持管理が困難であることから、近隣の農家に申請地を売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。11番。</p>

宮脇委員	<p>11番宮脇です。確認を12月11日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員と一緒に行いました。場所は、新見川上線を本郷地区、哲多中学校の手前の●●●バス停に入る県道を1.3キロほど行った道の辺です。同一集落内の方に売買することで問題ないと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号8番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続いて、議案第49号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>議案第49号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、5件申請がございました。第1番でございしますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は上市、現況地目は畑1筆でございします。転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由は、他に適地がないことから、申請地を資材置場、スキー関係の資材と聞いております。また、駐車場として整備のうえ使用したいというものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和5年5月31日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。</p>
眞壁委員	<p>12番眞壁です。この農地は39㎡で狭いところです。場所は、●●●から手前に50m行ったところの縦貫道高架下を渡るとあります。</p>

<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第49号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>小林主査</p>	<p>第2番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。転用目的は進入路です。転用理由は、市道から自宅への進入路を拡幅したいというものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から1か月間です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
<p>伊達委員</p>	<p>13番伊達です。確認を12月13日に、逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、旧唐松小学校から小阪部川よりに200mのところがありました。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第49号3番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

第3番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は哲西町畑木、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は倉庫兼車庫、駐車場です。転用理由は、自宅に面した道路は道幅が狭く、車の出入が困難なため、自宅に隣接した申請地を利用したい、というものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和5年8月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。17番。

奥津(忠)委員

17番奥津です。確認日は、12月12日、三上委員、奥津推進委員、私と本人さんとしました。場所は、哲西支局から国道を東城方面へ1キロ行ったところへ右手に踏み切りがあります。その踏切を渡り、50m先の斜め右を100m行ったところの四差路の左斜め前のところにありました。畑は作付けされていませんでしたが、きれいにされておりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第49号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

第4番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は菅生、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は露天資材置場です。転用理由は、碎石置場が不足しているため、露天資材置場として使用したい、というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から6か月間です。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。12番。

眞壁委員

12番眞壁です。申請者の要請で、泉推進委員と2ヶ月前ごろ現地確認しました。場所は、●●●●から500m川上の旧水源跡地です。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、議案第49号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

第5番でございますが、現地確認を12月9日に行っております。場所は、大佐田治部、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は林業資材等置場です。転用理由は、林業運搬車両や林業機械の置場として申請地を使用する、というものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和5年6月2日から令和5年11月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と

	<p>転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費、土地造成・施工費は記載のとおりで、自己資金によるものです。</p> <p>以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。12月12日、3名で現地確認をしました。場所は、●●区域、東へ40m行ったところにあります。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第49号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、全ての案件について面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし、許可決定とします。続きまして、議案第50号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
森本局長	<p>今回、新規の貸し付けが4件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番土橋、畑1筆、10年賃貸借、2番土橋、畑1筆、10年賃貸借、3番哲多町田淵、田3筆、5年使用貸借、4番哲西町畑木、田8筆、6年賃貸借、尚、新規について3番以外は農地中間管理事業となっております。新規については以上です。</p>

会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。推進委員6番。
妹尾委員	推進委員6番妹尾です。12月12日、藤本委員、藤川委員、神山委員と現地確認しました。現地は、県道北房井倉哲西線を豊永方面に行く途中、土橋交流センターの方へ右折し、200m行くと右手にありました。1番、2番は同じ場所です。問題ないと思います。以上です。
会 長	続いて、推進委員9番。
逸見委員	推進委員9番逸見です。現地確認を12月10日、井藤委員、小川委員、宮脇委員、私とで行いました。場所は、県道北房井倉哲西線沿いの国際貢献大学校から、哲西方面に200m行ったところに消防機庫があります。そこから、この3筆が見渡せます。問題ないと思います。以上です。
会 長	続いて、4番をお願いします。17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。確認日は12月12日、三上委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、哲西の●●寺の手前四差路を縦貫道に向かって右手に2筆、縦貫道を潜り100m行ったところに残りの筆がありました。以上です。
	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	再設定が16件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。

会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
全 員	(ありません。)
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第50号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第51号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
小林主査	<p>現況証明に係る現況認定について、現況証明の申請につきまして、10件申請がございました。第1番でございます。確認を12月9日に行っております。場所は大佐小坂部、台帳地目は畑1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、30年以上前から、桜や雑木が植えられている、というものでございます。第2番でございます。確認を12月9日に行っております。場所は上熊谷、台帳地目は田1筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、申請人の父が新見木材加工協同組合に事務所および工場建物用地として賃貸し、以後現在まで30年近く宅地として利用されてきたところ、賃貸借契約当時の内報の許可を受けていたと思われるが、平成15年に申請人の父が亡くなり、協同組合の担当者もなくなっており、契約当時の詳細が分からないため、というものでございます。第3番でございます。確認を12月9日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田3筆です。現況地目は山林でございます。理由は、昭和45年頃より植林し山林となっている、というものでございます。第4番でございます。確認を12月9日に行っております。場所は千屋、台帳地目は田1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、昭和45年頃より耕作をやめて原野となっている、というものでございます。第5～10番は一連の件ですので一括で説明させていただきます。確認を12月9日に行っております。場所は坂本、台帳地目は田畑計10筆です。現況地目は山林でございます。理由は、過去に田もしくは畑として利用していたが、昭和50年頃に耕作をしなくなり植林、雑木の繁茂により現況が山林となっている、というものでござ</p>



	<p>ざいます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。1番から順次3番。</p>
宮本委員	<p>3番宮本です。12月12日に3人で確認しました。3条申請と同じ場所で雑種地になっておりました。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。12月12日、眞壁委員、谷岡推進委員と確認しました。場所は、農協ライスセンターより東へ500m行ったところです。旧●●●工場がありそれがそのまま宅地として残っております。問題ないと思います。</p>
小田委員	<p>2番小田です。確認を12月12日、眞壁委員、泉推進委員、私とで行いました。場所は、千屋スーパー林道を足立方面に行きますと、市道朝間2号線の手前500m右側に4番があります。植林されて山林となっております。3番は、スーパー林道を行き市道朝間2号を入った先にお宮があります。そのお宮の上にあります。立派な杉が生えておりました。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、5番から10番を12番。</p>
眞壁委員	<p>12番眞壁です。12月12日に3名で確認しました。耕作を止めてから50年ぐらい経った杉、ヒノキ林の中にあります。確認できたのは、畳二畳ぐらいの小さな田、畑は全て林、ヤブで確認できませんでした。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第51号についての認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、認定いたします。ここで35分まで、休憩いたします。</p> <p>～ 休憩 ～</p>

会 長	再開いたします。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	農地法施行規則第29条の届について、届出が1件ございました。確認を12月9日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。理由でございますが、大型機械の通行に支障があることから、農道を幅員拡張する、というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和4年11月14日から令和4年11月30日までです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。6番。
三上委員	6番三上です。確認日は12月12日、奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線哲西支局前を左折し、鯉が窪方面に行き矢田谷集落の奥にありました。農道は完成しておりました。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について、今回1件ございました。場所は菅生、確認を11月7日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は時期不詳で雑種地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告を願います。4番。
赤井委員	4番赤井です。11月12日の現況確認で出しておりますので問題ないと思います。
会 長	続いて、完了届について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	完了届が1件出ています。大佐田治部地内、農地法第4条、墓地となっております。以上です。
	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があれば願います。15番。
山田委員	15番山田です。12月12日に現地確認しました。

会 長	次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	転用工事進捗状況報告が1件出ております。長屋地内、農地法第5条、一時転用で資材置場です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を12月13日に逸見会長、三輪推進委員、私とでしました。草刈りをしてありました。以上です。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
森本局長	利用権設定中途解約合意書が1件出ています。神郷高瀬地内、借受人が体調不良のためとなっております。
会 長	この件について、関係地区委員より説明をお願いします。 推進委員8番。
信谷委員	推進委員8番信谷です。確認を12月13日にしました。現地は、地元の組合の方が草刈り等はしております。誰か耕作して下さる方を探して欲しいということでした。再来年ぐらいいまでは探したいと思っております。以上です。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
	(ありません。)
	続きまして、その他。事務局からお願いします。
小林主査	連絡事項ですが、1月例年通り記念撮影をしようと思います。1月18日午後3時から、この会場1階1Cで予定しております。もう1件、本日、総会終了後研修に、コンベックス岡山へ移動する予定でしたが中止となっております。振替は、2月20日月曜日に実施するということですので。開会は午前9時からとなるかと思えます。よろしく願いいたします。

森本局長	<p>続きまして、市報1月号で農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の募集記事の掲載を予定しております。年明けに、要項、推薦書、応募用紙等一式を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上です。</p>
川添主幹	<p>それでは次回の総会ですが、1月18日(水)午後3時00分から、南庁舎1階会議室Cとなっております。写真撮影を行います。また2月は20日月曜日午前9時00分南庁舎3階大会議室でいかがでしょうか。その後、今回中止になった研修会が開催される予定です。</p>
会 長	<p>他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(ありません。)</p>
	<p>閉会を仲田代理にお願いします。</p>
仲田代理	<p>以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。</p> <p>(閉会挨拶)</p>
<p>(閉会時刻 午前 10 時 50 分)</p>	

署名委員

議 長 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_